

# 福岡県公報

令和六年十二月二十四日  
第五百五十九号  
増刊  
②

## 目次

### 規 則 (第五十二号―第五十四号)

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………六

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(行財政支援課)

……………八

### 正 誤

○福岡県の財務担当者及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示(平成二十九年三月福岡県告示第二百八十七号)

中正誤 ……………九

## 規 則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第五十二号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(昭和三十三年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号二中「海岸保全区域」の下に「又は一般公共海岸区域」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900

45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	364,000
71	238,400	261,700	290,300	316,500	364,500
72	238,700	261,900	290,800	317,000	365,100
73	238,900	262,100	291,300	317,300	365,600
74	239,200	262,400	291,800	317,800	366,200
75	239,500	262,700	292,200	318,300	366,700
76	239,700	262,900	292,600	318,700	367,200
77	239,900	263,100	293,000	318,900	367,700
78	240,200	263,400	293,400	319,200	368,200
79	240,500	263,700	293,800	319,400	368,800
80	240,700	263,900	294,200	319,700	369,300
81	240,900	264,100	294,600	320,000	369,800
82	241,200	264,400	295,000	320,300	370,400
83	241,500	264,700	295,400	320,600	370,900
84	241,700	264,900	295,900	320,800	371,400
85	241,900	265,100	296,200	321,000	371,900
86	242,200	265,300	296,700	321,300	372,400
87	242,500	265,600	297,200	321,600	372,900
88	242,700	265,900	297,700	321,800	373,400
89	242,900	266,100	298,000	322,000	373,900
90	243,200	266,300	298,500	322,300	374,400
91	243,500	266,600	299,000	322,600	375,000
92	243,700	266,800	299,300	322,900	375,500

	93	243,900	267,100	299,700	323,100	375,900
	94	244,200	267,400	300,200	323,400	376,300
	95	244,500	267,700	300,700	323,700	376,700
	96	244,700	267,900	301,200	323,900	377,100
	97	244,900	268,100	301,500	324,100	377,400
	98	245,200	268,400	301,900	324,400	377,700
	99	245,400	268,600	302,400	324,700	377,900
	100	245,700	268,900	302,900	324,900	
	101	245,900	269,100	303,300	325,100	
	102	246,100	269,300	303,700	325,300	
	103	246,400	269,600	304,000	325,600	
	104	246,700	269,900	304,300	325,900	
	105	246,900	270,100	304,600	326,100	
	106	247,200	270,300	305,000	326,300	
	107	247,500	270,600	305,300	326,600	
	108	247,700	270,800	305,700	326,900	
	109	247,900	271,100	306,000	327,100	
	110	248,200	271,400	306,400	327,300	
	111	248,500	271,700	306,800	327,600	
	112	248,700	271,900	307,100	327,900	
	113	248,900	272,100	307,300	328,100	
	114	249,200	272,400	307,600	328,300	
	115	249,500	272,600	307,900	328,600	
	116	249,700	272,800	308,100	328,900	
	117	249,900	273,100	308,300	329,100	
	118	250,200	273,400	308,600	329,300	
	119	250,500	273,700	308,900	329,600	
	120	250,700	273,900	309,100	329,900	
	121	250,900	274,100	309,300	330,100	
	122		274,300	309,600	330,300	
	123		274,600	309,900	330,600	
	124		274,900	310,100	330,900	
	125		275,100	310,300	331,100	
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		198,700	209,800	228,300	259,300	280,600

備考 短時間勤務職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた定年前再任用短時間勤務職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第七イの表三級の項中「8400円」を「8500円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（第八条第二項第二号ニの改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（以下「単労規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則による改正後の単労規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の単労規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の単労規則の規定による給与の内払とみなす。

(この規則の施行に関し必要な事項)

3 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十三号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二号を削り、同表第三号中「第一号、第二号及び第四号から第十五号」を「前号及び次号から第九号」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号を同表第三号とし、同表第五号中「工手」を「試験技術員」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「土木工手」を「水産・ダム管理技術員」に、「土木関係」を「水産関係又は土木関係」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号中「道路技術員」を「道路河川技

術員」に、「道路の巡視及び維持補修に関する業務」を「自動車の運転及び整備、道路の巡視及び維持補修又は河川の監視及び取締」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部改正)

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号イ中「工手が」を「水産・ダム管理技術員が水産関係の作業のため」に改め、同項第二号イ及びロ中「道路技術員」を「道路河川技術員」に改め、同号ハ中「河川監視」を「道路河川技術員等」に改め、同号ニ中「河川監視」を「道路河川技術員」に改める。

付則第二十二項中「自動車運転士の例」を「道路河川技術員の例」に改める。  
別表第四を次のように改める。

## 別表第4（第3条関係）

## 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
道路河川技術員	中学卒	1級9号給
監視	中学卒	1級9号給
水産・ダム管理技術員	中学卒	1級9号給
動物愛護管理技術員	中学卒	1級9号給
試験技術員	中学卒	1級9号給
農業技術員	中学卒	1級9号給
林業技術員	中学卒	1級9号給
衛生用務員	中学卒	1級1号給
用務員	中学卒	1級1号給

備考 この表は、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。

別表第六本庁の項中「四」を「三」に改める。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十四号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第十二条第二項から第七項までを削り、同条第八項中「別表第二第五号」を「別表第二二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第九項中「別表第二第六号」を「別表第二第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十項中「別表第二第七号」を「別表第二第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「別表第二第九号」を「別表第二第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十三項及び第十四項を削る。

第十三条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項を第五項とし、第十項を第六項とする。

様式第二号、様式第六号、様式第八号及び様式第十二号中「海」を「海」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

29 ・ 3 ・ 31	発行年月日	
3880 増刊①	番 公 号 報	
告示	種 類	
287	番 同 号 上	
3	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
	行	
表中	備 考	
大隈支店	正	
大隅支店	誤	